

控訴人(第1審原告) 戸田 久和
被控訴人(第1審被告) 福田英彦
亀井 淳
井上まり子
豊北裕子

大阪高裁 控 訴 理 由 書
門真市共産党議員団による名誉毀損への賠償請求事件

2016(平成28)年5月24日(火)

大阪高等裁判所第12民事部 御中

控 訴 人

戸田 久和(とだ ひさよし)

2016(平成28)年3月24日付けで行なった控訴の理由を述べるため、控訴人は本書面を提出するものである。

※本来の提出期限5/13(金)から大幅に遅れてしまった事を裁判所や被控訴人らに陳謝する。

【 目 次 】

【 1 : 本件紛争の概要と真相 】 P 2
【 2 : 原判決が失当である理由】 P 6
1 : 被控訴人らの事実歪曲や虚偽の主張を異様なまでに偏って採用、 P 6
2 : 本件の最重要な土台である「自治会HB発行のいきさつ」について P 6
3 : 争点1(名誉毀損該当性)及び争点2(違法性阻却事由)について」で 合理的な論証無しに「その目的が専ら公益を図ることにあった」としている P 6
4 : 何ら合理的な論証無しに「概ね真実と認められる」と断じて「したがって、 違法性を欠くものと認められる。」と結論付けているが、全く失当 P 7
5 : 「控訴人が受ける損害」の「市議会選挙での得票減が現れる損害」を無視 P 7
6 : 「当然審査に付すべき事項」について全く審査せず、あるいは真摯に検討 せずに、被控訴人らの虚偽捏造主張を見逃して誤った判断をした P 8
7 : 「当事者間に争いが無いが、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認め られる事実」を記載すべきなのに、の部分で P 12
8 : 「4 争点に対する当事者の主張」で、原告主張を削除や歪曲 P 15
9 : 「第3 当裁判所の判断」の「1 認定事実」で重大な事実誤認 P 17
10 : 「結論」の「その余の点を検討するまでもなく」に問題あり。 P 17